

「社長」
の疑問に
お答えします

実務に役立つ 税務Q&A

税理士法人マイツ 税理士 川村忠男

自社株の譲渡



個人株主が所有する非上場株式をその発行法人に譲渡した場合には、譲渡所得ではなく、利益の払戻しとして、みなし配当課税が行われるそうですが、譲渡先によってどのように課税が異なるのか教えてください。



非上場株式を譲渡した場合、譲渡する相手
がその株式の発行法人であるか、そうでない
かによって課税方法及び負担すべき税額が大
きく異なることになります。

● 譲渡先が発行法人以外

― 申告分離課税

非上場株式をその発行法人以外の法人又は個人に譲渡した場合には、「株式等に係る譲渡所得等」として他の所得と区分し、株式譲渡益に対して20%（所得税15%、住民税5%）の税率で課税されます。

● 譲渡先が発行法人

― みなし配当として総合課税の対象

法人の株主等がその法人の自己株式の取得により金銭等の交付を受けた場合には、交付金銭等の額がその法人の資本等の金額（資本金＋資本積立金額）のうちその交付の基因となった株式（出資を含みます）に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされます。

交付金銭等の額 - 資本等の金額 = みなし配当の額

このみなし配当の額（配当所得）は総合課税（最高税率50%（所得税37%、住民税13%））の対象となるので、発行法人への株式の譲渡については、その税金負担が大きな問題となります（なお、配当控除の適用があります）。

● みなし配当課税の特例

平成16年4月1日以後の相続等により、非上場株式を取得した個人で相続税額があるものが、その相続税の申告期限後3年以内にその非上場株式をその非上場株式の発行会社（株式会社に限りま）に譲渡した場合には、みなし配当課税は行われず、申告分離課税方式で課税が行われます。

この場合、納付すべき相続税額がない場合には、この特例の適用はないので注意を要します。

個人株主が非上場株式を譲渡した場合の課税方法

非上場株式の譲渡先	課 税 方 法
発行法人以外への譲渡 非上場株式等をその株式の発行法人以外の法人又は個人に譲渡した場合	申告分離課税 株式等の譲渡所得（譲渡益）の金額の計算 総収入金額（譲渡価額）-（株式等取得費＋譲渡費用＋借入金利子） ＝ 株式等に係る譲渡所得の金額 税率 …平成16年以降 株式等に係る譲渡所得の金額 × 20%（所得税15%、住民税5%）
発行法人への譲渡・原則的な取扱い 非上場株式等をその発行法人に譲渡した場合	みなし配当課税（総合課税） 法人から交付を受けた金銭等の額 - 資本等の金額 = みなし配当金額 配当所得として総合課税（最高税率50%）、なお配当控除の適用があります。
相続人等による発行法人（株式会社に限りま）への譲渡・例外的な取扱い 平成16年4月1日以後の相続等により非上場株式を取得した個人で相続税額があるものが、その相続税の申告期限後3年以内にその非上場株式をその非上場株式の発行法人に譲渡した場合	申告分離課税 みなし配当課税の特例として、その対価のすべてについて株式等の譲渡に係る収入金額とみなされます。 (注) 平成16年4月1日以後の相続であっても、納付すべき相続税額がない場合には、みなし配当課税の適用となります。 (措法9の7)